

国民健康保険高齡受給者証をお持ちの方へ

8月1日より高齡受給者証が新しくなります

70歳から74歳の国民健康保険被保険者の方へ8月1日より利用できる高齡受給者証を7月下旬に送付しました。病院等を受診する際は、国民健康保険被保険者証（保険証）とあわせて窓口提示してください。なお、新しい高齡受給者証は、平成19年中の所得の状況を参考に、一部負担金の割合が決定されています。7月31日有効期限の高齡受給者証は、市民課窓口または保険年金課へ返却してください。

〔適用時期〕

1日生まれの方は70歳になる誕生月の1日から、2日以降生まれの方は70歳になる誕生月の翌月1日から、受給者証を適用月の前月末までに自宅に郵送します。

〔負担割合〕

	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで
現役並み所得者	3割	3割
一般所得者	1割（注）	2割

（注）平成20年4月から2割負担に引き上げられましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、患者負担は1割に据え置かれました。

現役並み所得者とは
本人および同一世帯の70歳から74歳の方（国民健康保険加入者に限る）のうち、住民税の課税標準額145万円以上の所得者がいる世帯の方
ただし、収入の合計が1人世帯で383万円未満、2人以上世帯で520万円未満の場合、申請により一般所得者の負担割合になります。（該当者にはお知らせしています）

〔自己負担限度額〕

- ・外来（個人ごとに計算）
1か月に支払った自己負担額を合計し、別表の外来欄の額を超えた分が支給されます。
- ・入院
高齡受給者証に記載されている一部負担金の割合に応じて、それぞれの病院等に支払う限度額は別表の入院欄の額となります。
なお、非課税世帯の方は、事前に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け、入院時にその証を病院等に提示すると、支払いが低所得世帯の限度額までとなります。

別表（保険診療の1か月の自己負担限度額表）

平成21年3月まで適用

区分	負担割合	外来	入院
現役並み所得者世帯	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)
経過措置対象世帯	3割	12,000円	44,400円
一般所得者世帯	1割	12,000円	44,400円
低所得世帯	1割	8,000円	24,600円
	1割	8,000円	15,000円

同じ世帯で過去12か月に高額療養費の支給を3回受けている場合、4回目からの自己負担限度額

経過措置対象世帯とは
平成20年8月から平成22年7月まで、現役並み所得者のうち、同一世帯の長寿医療制度対象者（旧国民健康保険被保険者に限る）を含めた年収の合計が520万円未満の場合で、次の全てに該当している場合は、申請により一般所得世帯の自己負担限度額となります。（該当者にはお知らせしています）
同じ世帯で国民健康保険加入中の70歳から74歳までの方で、平成19年中の所得による住民税の課税標準額が145万円以上
同じ世帯で国民健康保険加入中の70歳から74歳までの方で、平成19年中の収入が383万円以上
国民健康保険から長寿医療制度該当になられた方を含めた平成19年中の収入が520万円未満

低所得世帯 とは
世帯主および国民健康保険被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各種収入等から必要経費等（年金収入は控除額を80万円として計算）を差し引いた所得が0円となる世帯

低所得世帯 とは
世帯主および国民健康保険被保険者全員が住民税非課税の世帯

〔受給者証の有効期限〕

平成21年7月31日
ただし、75歳の誕生日をむかえる方は誕生日の前日